

## 令和8年度胎内市中小企業等支援事業一覧

事業名	概要	補助率、上限額等
①つながる支援事業	事業承継に伴う手続き経費、市内店舗等の改修工事費、機器購入費、承継後のPR活動費が対象(事業承継しようとする者が承継後3年までで、常時雇用者20人以下の事業者を対象)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象経費の1/2補助、上限25万円</li> <li>・同一事業者による申請は1回限り</li> </ul>
②始める支援事業	市内での新規創業または第二創業(いずれも創業後3年までを対象)の際に必要な機器等の購入費、自社店舗等の工事費などが対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>①空き店舗・空き家の活用有り                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象経費の1/2補助、上限50万円</li> </ul> </li> <li>②空き店舗・空き家の活用無し                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象経費の1/2補助、上限30万円</li> </ul> </li> <li>・①②とも同一事業者による申請は1回限り</li> </ul>
③創業後支援事業	創業後3年を経過している事業者が、中小企業診断士や税理士などの専門家と連携して経営改善計画等の作成や見直しを行う際の経費や、計画に基づいた改善に取り組む際の事業費が対象(取組の一環としての機器購入等も可) ※右記①、②それぞれで申請可	<ul style="list-style-type: none"> <li>①経営改善計画書整備費                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象経費の10/10補助、上限10万円</li> </ul> </li> <li>②経営改善取り組み経費 プレゼン有                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象経費の10/10補助</li> <li>・プレゼンの評価により上限10~30万円</li> </ul> </li> <li>プレゼン無                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象経費の1/2補助</li> <li>・上限10万円</li> </ul> </li> <li>・①②とも同一事業者による申請は1回限り</li> </ul>
④育てる支援事業 (人材育成)	役員もしくは従業員の研修会等への参加又は研修会等の開催に係る経費が対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象経費の10/10補助、上限10万円(上限額まで複数回申請可)</li> </ul>
⑤育てる支援事業 (人材確保)	会社説明会参加経費、資料等の外注費または会社説明会開催および求人サイト等への登録に係る経費、求職者向け動画制作、求人活動のためのWEBサイトの改良等に係る経費が対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象経費の1/2補助、上限20万円</li> <li>・同一事業者による申請は1年度1回限り</li> </ul>
⑥育てる支援事業 (福利厚生)	従業員の福利厚生のために実施する事務所等のリフォームまたは就業規則等の整備改正(専門家からの指導含む)に係る経費が対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>①施設等整備                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象経費の1/2補助、上限10万円</li> </ul> </li> <li>②就業規則整備等                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象経費の1/2補助、上限5万円</li> </ul> </li> <li>・①②とも同一事業者による申請は1回限り</li> </ul>
⑦販路開拓支援事業	自社の商品、サービス等の販路開拓のために展示商談会等(販売を伴うイベントを含む)に参加する際の経費および自社PR経費(展示商談会に参加しない事業も可)の一部を補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>①県内出展および出展を伴わない事業                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象経費の1/2補助、上限5万円</li> </ul> </li> <li>②県外出展                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象経費の1/2補助、上限15万円</li> </ul> </li> <li>・①②とも同一事業者による申請は3回限り</li> </ul>
⑧はたらく支援事業	令和7年1月以降に市内に転入し、令和7年4月以降市内の中小企業者等へ就職(または新規創業)し、定住の意思がある人が対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定額3万5千円</li> </ul>
⑨キャッシュレス決済導入支援事業	キャッシュレス決済端末本体機器や暗証番号入力用のキーパッドなどキャッシュレス決済の導入に要する経費が対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象経費の3/4補助、上限5万円</li> <li>・同一事業者による申請は1年度1回限り</li> </ul>

お問い合わせ先：胎内市商工観光課商工振興係（0254-43-6111）